

重 要 事 項 説 明 書

「軽費老人ホームケアハウス松原」

本重要事項説明書は、当施設と入所契約の締結を希望された方に対して、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 当施設は、老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームで厚生労働大臣の定めるケアハウスであり、利用者に対して厚生労働省の定める軽費老人ホーム設置要綱に基づき施設サービスを提供します。

目 次

1	施 設 経 営 法 人	1
2	利 用 施 設	1
3	施 設 設 備 の 概 要	1
4	職 員 の 配 置 状 況	2
5	当施設が提供するサービスと利用料金	2
6	利用者の記録や情報の管理・開示について	5
7	苦情の受付について	5
8	事故発生時の対応	6
9	当施設の利用にあたっての留意事項	6

社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会
蕨市軽費老人ホームケアハウス松原

当施設は埼玉県の認可を受けています

令和7年4月1日

1 施設経営法人

名 称	社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会
所 在 地	埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号 蕨市総合社会福祉センター内
電 話 番 号	048-443-6051
代表者氏名	会長 下村 純久
設立年月日	昭和44年3月17日

2 利用施設

施設の種類	軽費老人ホーム（ケアハウス）
施 設 の 目 的	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる60歳以上の者に、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とする。
施 設 の 名 称	蕨市軽費老人ホームケアハウス松原
施設の所在地	埼玉県蕨市錦町3丁目3番27号 蕨市総合社会福祉センター内
電 話 番 号	048-432-6747
施設長（管理者）	石川 俊男
施設の運営方針 について	老人福祉法の基本理念に基づいて、入所者の福祉に常に十分な気配りをし、施設内における共同生活の円滑化を図るとともに、入所者の自主性を重んじて希望と生きがいのある日常生活ができるよう配慮するものとする。
開 設 年 月 日	平成7年6月20日
利 用 定 員	30人

3 施設設備の概要

施設設備の種類	室 数	備 考
居 室	27室	2階（1人部屋8室、2人部屋2室） 3階（1人部屋9室、2人部屋1室） 4階（1人部屋7室）
集 会 室	1室	2階
食堂兼集会室	1室	4階
浴 室	2室	3階（男・女）
洗面所（手洗場）	1室	4階
便 所	5室	2・3・4階（身障者用）、3階浴室脱衣室内（男・女）
調 理 室	1室	1階（共用）
面談室（相談室）	1室	1階（共用）
宿直室（仮眠室）	1室	3階
事 務 室	1室	1階（共用）

4 職員の配置状況

職 種	合計員数	常 勤	非常勤	基 準
1 所 長（兼務）	1 名	1 名	0 名	1 名
2 生活相談員（専従）	6 名	4 名	2 名	1 名
3 生活相談員（兼務）	2 名	1 名	1 名	
4 介 護 職 員（専従）	1 名	1 名		1 名
5 看 護 師（兼務）	1 名	1 名		———
6 事 務 員（兼務）	3 名	2 名	1 名	1 名

※ 当施設では、入所者に対して「軽費老人ホームケアハウス」の施設サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を厚生労働省の定める基準を遵守し配置しています。

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入所者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 提供するサービスの概要

① 食事の提供

栄養士の献立による栄養バランス及び高齢者の健康を考慮した食事を毎日 3 食提供します。特に必要な場合は、可能な限り食材や提供方法の変更を行います。

② 入浴等の準備

入所者の清潔の保持に努めるため、入浴の機会を提供します。

③ 相談及び援助

入所者及びそのご家族からの生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な援助を行います。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について必要な援助を行うよう努めます。

④ 福祉サービス等の利用

施設は、入所者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、介護サービス及び家事援助等に必要なサービスが利用できるよう、必要な援助を行うよう努めます。

⑤ 保健衛生

健康の保持・疾病予防のため、年 1 回以上の定期健康診断を受ける機会を提供し、その記録を保存する等日常生活における健康管理に配慮します。また、入所者に対し、健康衛生に関する知識の普及、指導を行います。

(2) 利用料金

階層	対象収入階層区分 (年間収入)	サービスの提供に 要する費用	生活費	居住に要する 費用	利用料合計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	48,764 円	45,710 円	104,474 円
2	1,500,001 円～ 1,600,000 円	13,000 円	48,764 円	45,710 円	107,474 円
3	1,600,001 円～ 1,700,000 円	16,000 円	48,764 円	45,710 円	110,474 円
4	1,700,001 円～ 1,800,000 円	19,000 円	48,764 円	45,710 円	113,474 円
5	1,800,001 円～ 1,900,000 円	22,000 円	48,764 円	45,710 円	116,474 円
6	1,900,001 円～ 2,000,000 円	25,000 円	48,764 円	45,710 円	119,474 円
7	2,000,001 円～ 2,100,000 円	30,000 円	48,764 円	45,710 円	124,474 円
8	2,100,001 円～ 2,200,000 円	35,000 円	48,764 円	45,710 円	129,474 円
9	2,200,001 円～ 2,300,000 円	40,000 円	48,764 円	45,710 円	134,474 円
10	2,300,001 円～ 2,400,000 円	45,000 円	48,764 円	45,710 円	139,474 円
11	2,400,001 円～ 2,500,000 円	50,000 円	48,764 円	45,710 円	144,474 円
12	2,500,001 円～ 2,600,000 円	57,000 円	48,764 円	45,710 円	151,474 円
13	2,600,001 円～ 2,700,000 円	64,000 円	48,764 円	45,710 円	158,474 円
14	2,700,001 円～ 2,800,000 円	71,000 円	48,764 円	45,710 円	165,474 円
15	2,800,001 円～ 2,900,000 円	78,000 円	48,764 円	45,710 円	172,474 円
16	2,900,001 円～ 3,000,000 円	85,000 円	48,764 円	45,710 円	179,474 円
17	3,000,001 円～ 3,100,000 円	91,800 円	48,764 円	45,710 円	186,274 円
18	3,100,001 円以上	91,800 円	48,764 円	45,710 円	186,274 円

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通年上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注2 2人で入所する場合については、2人の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の2人のそれぞれの費用徴収額については、上記「サービスの提供に要する費用」の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする（平成20年5月30日厚生労働省老健局長通知）。

注3 光熱水費3,150円（2人部屋は、5,250円）が上記利用料に加算される。

注4 光熱水費の冬季加算額2,150円（11月～3月）が上記利用料に加算される。

※ 上記利用料については、蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例第25条第2項に規定する範囲内で定められた額と光熱水費相当額をお支払いいただきます。

※ ご負担いただく金額については、食費などの「生活費」、家賃にあたる「居住に要する費用」、人件費にあたる「サービスの提供に要する費用」の合計額となります。

このうち、生活費と居住に要する費用は全額自己負担となりますが、サービスの提供に要する費用は、入所者の「前年所得」に応じて決定されます。

【2人用居室の単身利用について】

「2人用居室の単身利用に関する要綱」に従い、一定条件の場合に限り、2人用居室を単身利用することができます。

【自己負担の軽減について】

1ヵ月に満たない期間にサービスに関する利用料金は、下記の場合に限り、利用日数に基づいて計算した額とします。

- 契約日、契約解除日が月の途中である場合は、日割り計算とします。また、予め決定されている旅行、入院等がある場合については、食事等の軽減措置を講じます。

【利用料金のお支払い方法】（契約書第3条参照）

利用料は、1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、毎月20日までに下記によりお支払いください。

- 金融機関口座からの自動引き落とし（原則、ご本人名義）
ご利用できる金融機関：埼玉りそな銀行（手数料無料）

(3) 協力医療機関

利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

ただし、優先的な診療を保証するものではありません。また、診療を義務づけるものではありません。

《協力医療機関》

医療機関の名称	所在地	電話番号
蕨市立病院	蕨市北町2丁目12番18号	048-432-2277
海野歯科医院	蕨市北町2丁目8番7号	048-431-2513

6 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

- 閲覧・複写ができる窓口業務時間 午前8時30分～午後5時15分

7 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口(担当者) 生活相談員 平松 明子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 電話番号 048-432-6747 (ケアハウス松原)
- FAX番号 048-441-5405
- 苦情解決責任者 ケアハウス松原 所長 石川 俊男
- 第三者委員 須永 年永(学識経験者)

電話番号 090-7423-2556

小畑 正子(民生委員)

電話番号 048-445-9491

また、苦情受付ボックスを施設入口に設置しています。

(2) 行政機関及びその他の苦情受付窓口

受付窓口	所在地等
蕨市役所 健康福祉部 健康長寿課 長寿支援係	所在地 蕨市中央5丁目14番15号 電話番号 048-433-7756 受付時間 午前9時00分～午後4時00分
(福)埼玉県社会福祉協議会 埼玉県運営適正化委員会	所在地 さいたま市針ヶ谷4丁目2番65号 彩の国すこやかプラザ 電話番号 048-822-1243 FAX番号 048-822-1406 受付時間 午前9時00分～午後4時00分

8 福祉サービスの第三者評価

第三者評価の実施の有無については、「無し」。

9 事故発生時の対応

- (1) 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 前記の事故の状況及び事故に際して採った処置については、その内容を記録します。
- (3) 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 当施設の利用に当たっての留意事項

(1) 居室

- ① 居室は洋式となっておりますので、原則としてベッドを使用していただきます。
- ② 居室に持ち込む家具・備品等は、日常生活に必要な最小限度のもので施設側とご相談ください。
- ③ 居室の変更は、原則として行いませんが、必要によりやむを得ず変更していただく場合もありますので、その場合はご協力ください。
- ④ 居室において施設が設置した電磁調理器以外の火気器具類の使用はご遠慮ください。
- ⑤ 居室内にカーテンを取り付ける場合は、消防法に定められた防火物品の使用をお願いします。

(2) 玄関

- ① 門限は、原則として午後10時です。外出等やむを得ず10時以降の帰宅となる場合は、あらかじめ職員にご連絡ください。

(3) 共用施設・設備

- ① 食堂・デイルーム・サンルームは、テレビ鑑賞・談話・その他趣味・娯楽等にお気軽にご利用ください。(利用時間は、午前7時から午後9時までとします。)

(4) 外出・外泊・面会

- ① 外出・外泊は自由です。
- ② 外出の際は、1階玄関にある「名札」を裏返してください。
★ 在室中→白 ★外出中→赤
外出が2時間以上になる場合は、「出入り表」に記入してください。
- ③ 外泊の際は、事前に「外泊届」を提出していただきます。用紙は相談員室にあります。
- ④ 面会も自由ですが、ご面倒でも1階玄関にある「面会者受付簿」に記入していただきます。(面会時間は午後9時までとします。)

(5) 食事

- ① 食事時間は、次のとおりです。

朝 食 午前8時から 昼 食 正午から 夕 食 午後6時から

- ② 食事は、原則として4階食堂で召し上がっていただきます。
- ③ 外出・外泊等の理由により、食事が不要となる場合は、あらかじめ厨房事務室にある「食事予定表」に記入してください。

(6) 入浴

- ① 入浴及び利用時間は、毎日午後1時00分から午後7時30分までです。ただし、施設長が必要と認めたときは、これを変更することがあります。
- ② 入浴の介助は行いません。
- ③ 他の入所者のことを考慮して、清潔に心がけてください。

(7) 洗濯

- ① 洗濯は、各階の洗濯コーナーに設置してある洗濯機（無料）と乾燥機（1回100円）をご利用ください。
- ② 洗濯物は、乾燥機を利用されるか、または居室のベランダに干してください。
- ③ 早朝や夜間の洗濯は、お互いの迷惑となりますので、午後7時から翌朝午前7時までの時間帯は避けてください。

(8) 掲示板

- ① ご案内や連絡事項は、館内放送のほか、4階にある「掲示板」を使用することもありますので、常に「掲示板」にご注意ください。

(9) 保健・衛生について

- ① 居室内の清掃はもちろんのこと、布団類の乾燥、身につける衣服類は、常に清潔に心がけ、施設内の清掃・環境衛生にも留意してください。
- ② 平素からご自分の健康に十分留意し、異常があれば速やかに申し出るとともに、医師の診断を受けるよう心がけてください。
- ③ ゴミや不用品等は、決められた日及び場所以外に捨てないでください。

(10) 次のような行為は、決して行わないでください。

- ① けんか、暴行、賭博、口論、中傷、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ② 下着や寝巻きのまま廊下を歩いたり、食堂を利用すること。
- ③ 建物、備品、樹木等を損傷すること。
- ④ 無断で外泊すること。
- ⑤ 施設内において特定の宗教活動や政治活動を行うこと。
- ⑥ 危険物や可燃物を持ち込むこと。
- ⑦ その他、施設内の秩序や風紀を乱すなど共同生活に支障をきたすこと。

重要事項説明にかかる同意書

令和 年 月 日

蕨市軽費老人ホームケアハウス松原の施設サービスの提供にあたり、本書面に基づき当施設の重要事項の説明を行いました。

施 設 名 蕨市軽費老人ホームケアハウス松原

説明者職員 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて、蕨市軽費老人ホームケアハウス松原から重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

氏名 印

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第107号（平成20年5月9日）第12条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。